

< 議事録 >

会議の名称	令和7年度 富田林市障がい者地域自立支援協議会 第1回 代表者会議		
開催日時	令和8年1月20日(火)	14時~16時	
開催場所	富田林市役所 3階 庁議室		
出席委員	藤本 淳智、山口 浩子、小野 善朗、土井 涼子、新熊 一史、児嶋 晃、向山 和子、高田 清将、中松 勇、前田 晶子、東 克明、小田 浩伸、椋原 剛、吉田 裕志、尾崎 有規、服部 淑子、竹口 順子 (21名中17名出席)		
事務局	【福祉部】梅川部長 【障がい福祉課】川田課長、村山課長代理兼相談係長、伊藤主査、上條副主任 【障がい者基幹相談支援センター】 土井 (聖徳園みどりの風)、永田 (つじやま相談室)、高橋 (四天王寺悲田富田林苑) 【相談支援事業】 石黒 (ピーチネット)、藤代 (地域活動支援センターときわぎ)、塩野 (アプローチ寺池)		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名

案件 本市の状況などについて

事務局

本市の状況等について、人口推移及び推計、手帳の推移、相談支援体制、障害者相談支援事業の状況についてご説明いたします。

まず、①人口推移ですが、令和6年度3月末時点で人口は105,243人です。

令和4年度から年々減少しています。

②各種障がい手帳の推移ですが、身体障害者手帳の交付人数は令和6年度3月末時点で4,262人であり、令和3年度から年々減少しています。

次に療育手帳の交付人数は令和6年度3月末時点で1,308人、令和3年度から年々少しずつではありますが増加しています。

次に精神障害者手帳の交付人数は令和6年度3月末時点1,495人、令和3年度から年々増加しています。

次の③障がい福祉サービス利用者数の推移ですが、令和6年度で2,088人の利用があり、令和3年度から年々増加しています。

次に④相談件数の推移ですが、令和6年度で21,349件の相談がありました。令和3年度から年間2万件前後の相談があります。

次に⑤計画相談支援の利用者数ですが、令和6年度で910人の利用があり、令和3年度から年々増加して

います。

次に⑥計画相談の割合は令和6年度で43.6%でした。毎年、サービス利用者全体の45%前後の方が計画相談を利用しています。

次のページ、相談支援体制です。

平成31年4月より、基幹相談支援センターを直営とし、障がい福祉課内に設置しておりましたが、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、令和3年4月より委託化を実施しました。

3つの圏域ごとに1カ所ずつセンターを設置し、相談支援の充実を図りました。また、同センター内に「雇用センター」を併設し、障がい者の就労支援も強化しております。

なお、第1圏域が「聖徳園みどりの風」、第2圏域が「つじやま相談室」、第3圏域が「四天王寺悲田富田林苑」にそれぞれ基幹相談支援センターを委託しました。

相談支援事業につきましては、圏域を問わず「ピーチネット」、「地域活動支援センターときわぎ」、「アプローチ寺池」にお願いしております。

なお、平成28年4月から出張相談窓口を設置しておりますが、令和3年度から来庁者へのワンストップ対応ということを中心に、各基幹相談支援センターから輪番で1名ずつ、一日あたり計2名の相談員を配置しております。

以上が案件2 本市の状況などについての説明となります。

会長

はいありがとうございました。

ただいま案件の本市の状況等について事務局から説明いただきました。

ご意見、ご質問お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。何でも結構ですがよろしいでしょうか。

なければ、次の案件が終わってからまた時間を取っていきたいと思いますので、次の案件に入らせていただきますと思います。

案件3の「障がい者相談支援事業 実施状況について」

まずは、委託相談事業所である、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池の順で、報告をお願いします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしくをお願いします。

＝報告（案件3）＝「ピーチネット」＝

＝報告（案件3）「地域活動支援センターときわぎ」＝

＝報告（案件3）「アプローチ寺池」＝

案件 障がい者相談支援事業 実施状況について

ピーチネット

相談支援事業（ピーチネット）です。

当法人は、2002年に、社会福祉法人桃花塾が、大阪府の地域療育等支援事業として相談支援をはじめ、それ以来地域の方々からのいろいろな相談をお受けしています。当時、幼稚園や小学校に通い相談を受けていたお子さんたちが就職や作業所に通われていると、お母さんたちから伺うことが最近増えてきました。

まずは、令和7年の相談実績について報告させていただきます。

特徴的なものとしては、支援の対象者として、「知的障がい者」が全体の「53%」、「発達障がい者」が「21%」と多いことです。知的障がいの方からの相談が多いのは、もともと母体である桃花塾自体が知的障がい児者の支援をしていたという経過があると考えられます。

また、発達障がいのお子さんのご相談に関してですが、特にピーチネットでは、幼児期や児童期に受診されるケースが増えており、早くから療育を望まれる保護者の方が増加していることも、要因の一つではないかと考えております

次に、支援の方法では、「関係機関」が「50%」と多いことが特徴となっております。

これに関しては、おひとりの支援に対しても、複数の事業所に関わっていただいているケースが多いこと、また支援にあたっては各事業所との丁寧な情報共有を心がけていること等が要因ではないかと考えています。また、ご本人の代弁者となって、事業所に要望をお伝えすることも多くあります。

次に相談以外の取り組みですが、

「児童発達支援・放課後等デイサービスねっとわーく会議」を2か月に1回開催し、その「ねっとわーく会議」が主催となり、「事業所合同説明会」（年1回）を開催しました。

「合同説明会」は川西小学校の体育館をお借りして開催し、事業所は市内全42事業所中26事業所が参加しました。当日の来場者は94名で、4名が相談支援事業者で、それ以外の90名がご家族やご本人でした。今回は教育委員会の後援名義を使わせていただくこともできました。

また、それ以外には、随時、タイムリーに相談者の方々に情報提供できるように、いろいろな事業所の見学をさせてもらう等、「地域のサービス資源の把握」に努めています。

次に重点的取組についてですが、

「丁寧な聞き取り」「本人や家族との関係づくり」「本人本位の支援」を挙げさせていただきました。

丁寧に傾聴することで、ご本人やご家族との信頼関係を深め、「本人が本当に望んでいる生活」を明らかにしていくことが、支援のスタートだと考えます。

相談支援業務における課題ですが、「相談者自身やご家族の『本当のニーズ』の把握」「安心してサービスを委ねられる事業所の確保」を挙げさせていただきました。

先ほどもお伝えしましたが、ご本人もなかなか本当のニーズに気づかれていないことがあったり、ご家族のニーズがご本人のニーズと入れ替わってしていることも多いように思います。また周囲の支援者が「よかろう」と思う方向を決めつけ、ご本人のニーズを見失ってしまうこともあるかと思えます。

ぶれずに「本当にご本人が望む生活」に焦点を当て続けていきたいと思えます。

また新規に事業所が増えきているサービスもありますが、その実際の支援力を測りきれずにいることも多く、自信をもってお勧めできる事業所が、ピーチネットとしては、まだまだ少ないように思います。事業所とも関係を深め、よりよい支援につながるようなコーディネートをはかしていきたいと思っています。

以上でピーチネットからの説明を終了させていただきます。

地域活動支援センターときわぎ

相談支援事業所（ときわぎ）です。

令和7年の相談実績についてご報告させていただきます。はじめに、支援対象者の状況についてです。

令和7年の相談実績におきましては、精神障がいのある方が全体の71%を占めており、非常に多い割合となっております。

これは、当法人が共同作業所を立ち上げた当初より、精神障がいのある方の支援に継続して携わってきたこと、また現在も地域活動支援センターを運営していることが大きく影響しているものと考えております。長年の関わりの中で、地域の方々から相談先として認識していただいている結果であると受け止めております。

次に、支援の方法についてご報告いたします。

相談方法の内訳としましては、電話相談が46%と最も多くなっていることが特徴です。

相談内容としましては、福祉サービスの利用希望に関するものに加え、不安の解消や精神的な安定を目的とした傾聴による支援が多くを占めております。日常生活の中で生じる不安や悩みに対し、気軽に相談できる手段として電話相談が重要な役割を果たしていると感じております。

続きまして、今年度の取り組みについてご報告いたします。

地域交流および事業の啓発活動として、以下の行事に参加いたしました。

一つ目は、9月14日（日）市民会館にて開催された「i:tone 未来とんねる」へのバザー参加、

二つ目は、11月15日（土）藤陽中学校にて開催された「ふれあい祭り」へのバザー参加などです。

これらの行事を通して、地域活動支援センター事業および相談支援事業の周知・啓発を行うとともに、地域の方々との交流を深めることができました。

当日は事業所説明の機会を通じてなど直接顔を合わせてお話しすることで、事業内容への理解を深めていただけたと感じております。

次に、重点的な取り組みについてご説明いたします。

今年度は、特に①関係機関との連携強化②本人主体の支援の二点を重点項目として取り組んでまいりました。

支援対象者には精神障がいのある方が多く、体調の変化や生活状況の把握が重要となるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を常に意識した支援を行っております。

また、ご家族や支援者の意向を尊重しつつも、それ以上にご本人が何を望んでいるのかに焦点を当て、自己決定を大切にされた支援を心がけております。

続きまして、相談支援業務における課題についてです。

主な課題としては、

①社会資源の不足、②病識・問題意識がない方への支援の二点が挙げられます。

社会資源の不足につきましては、特にヘルパー、グループホーム、就労継続支援A型事業所において空きが少なく、調整が非常に難しい状況が続いております。そのため、今後も支援者同士の横のつながりを大切にし、日頃から情報収集を行いながら、少しでも適切な支援につなげられるよう努めていきたいと考えております。

また、病識や問題意識がない方への支援については、通院中断や服薬拒否、支援そのものを拒否されるケースもあり、医療機関を含めた支援者の介入が難しく、継続的な支援につながりにくいという課題があります。そのため、日頃から状況把握に努め、ご本人が困ったと感じた際に迅速に対応できる体制づくりを意識して支援を行っていききたいと考えております。

今後も、一人ひとりの状況に寄り添いながら、引き続き丁寧な対応を心がけてまいります。
以上をもちまして、説明を終了させていただきます。

アプローチ寺池

相談支援事業所（アプローチ寺池）です。

まずは、令和7年の相談実績について報告させていただきます。

特徴的なものとしては、支援の対象者として、「知的障がい者」が全体の「46%」、「精神障がい者」が「34%」と多いことが特徴です。特に、その中でも多くは医療的・心理的支援を必要とする司法機関からの釈放や仮釈放ケース支援が多くあります。

次に、支援の方法では、「関係機関」が「48%」、「電話相談」が「30%」、「訪問」が「22%」の順番となっております。特に訪問については、力を入れており、本人の顔色やその他の様子などの確認を行うことが重要であると認識していることから積極的に訪問活動を行っております。

次に取り組みですが、

DWAT（災害派遣福祉チーム）としての活動を行いました。実際に被災地域に赴き、要介護者への生活支援・環境調整等、災害支援研修や訓練に継続的に参加し、有事に即応できる相談支援体制の構築を目指しています。これらの経験は、災害時のみならず、平時の相談支援におけるリスクマネジメントや多機関連携の質向上にも還元されていると考えています。

次に、福祉・介護分野の人材育成です。

ハローワーク委託の研修などの講師で、介護技術や制度に加え、仕事の意義ややりがいを伝えています。しかし、現場の人材不足は極めて深刻であり、NPOである私たちは、民間事業者として支援継続や質確保の困難さを痛感しております。

この現状を踏まえ、私たちは相談支援の現場で得た課題を人材育成に還元し、「制度を理解し、生活を支えることのできる人材」の育成を目指しています。

次に重点的取組についてですが、

①「生活の実感」に基づく相談支援の実施②「生活全体を見渡す調整」です。

制度やサービス調整にとどまらず、本人が「どう生きたいか」、「何に困り、何を諦めてきたのか」、「生活の中で本当に変えたいことは何か」といった点を丁寧に聴き取ることを基盤としています。サービス提供事業者・行政・医療等との連携においても、役割分担と専門性を尊重した調整を心がけ、相談支援専門員が「サービスの窓口」ではなく、生活全体を見渡す調整役であることを意識して取り組んでいます。

相談支援業務における課題ですが、人材不足などの課題もある中で、特に多くの触法ケースを支援している事業所として感じている課題をお話させていただきます。

アプローチ寺池が関わっている多くの触法事例では、障がいや認知特性、生活困窮、孤立、支援者不在などの原因で、再犯が繰り返されやすい傾向があります。現状では、司法・警察・福祉それぞれの役割が明確に分かれている一方で、「日常生活をどう立て直すか」という視点での支援が後手に回りやすい状況があります。私たち相談支援は、司法対応が一段落した後に関与することが多く、既に関係機関との関係が途切れている状態から支援を再構築しなければならないケースが多くあります。その結果、本人・家族・地域との関係調整に多くの時間と労力を要し、対象者本人が再犯しやすい構造が生じていると感じております。今後は富田林市の福祉、医療、教育関係などとのネットワーク強化にとどまらず司法機関との連携

を進めていく必要があると感じております。
以上で説明の方、終了させていただきます。

会長

案件3について、ただいま三つの障がい者相談事業支援事業から実施状況についてご報告いただきました。「障がい者相談支援事業 実施状況について」説明がありましたが、ご意見、ご質問をお伺いいたしますが何かございませんか？非常に丁寧に、今の状況を説明いただきました。

ご意見等ございませんか。では引き続き「障がい者相談支援事業 実施状況について」基幹相談支援センターの「聖徳園みどりの風」、「つじやま相談室」、「四天王寺悲田富田林苑」の順で報告をお願いします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしくをお願いします。

＝報告（案件3）「聖徳園みどりの風」＝
＝報告（案件3）「つじやま相談室」＝
＝報告（案件3）「四天王寺悲田富田林苑」＝

案件 障がい者相談支援事業 実施状況について

聖徳園みどりの風

基幹相談支援センター（聖徳園みどりの風）です。

まずは、令和7年の相談実績について報告させていただきます。

特徴的なものとしては、支援の対象者として、「知的障がい者」が全体の「42%」、「精神障がい者」が「27%」、その他が「7%」と多いことが特徴となっております。

私どもの圏域には、府営・市営団地といった公営住宅が多く、親子で長年支え合ってこられたご家庭からのご相談が少なくありません。特に、お子さんが知的障害や精神障がいをお持ちで、年金や生活保護で生活されている、いわゆる『8050問題』に該当するケースが目立っております。

次に支援の方法では「電話相談」が「45%」や「訪問」が「16%」と多いことが特徴となっております。当機関は、第一圏域の基幹相談支援センターとして、各関係機関からのご紹介でご連絡いただくケースが多くなっています。

支援の依頼を受けた場合には、まずは訪問を基本としていますが、精神障がいのある方や、その他の障がいをお持ちの方々の中には、ご自宅への訪問を希望されない方もいらっしゃる、電話でのご相談となることも少なくないのが現状です。

私たちは、その方の生活実態をより詳細に把握し、信頼関係を築くためには、直接お会いして話をすることが最も重要だと考えています。しかし、障がいの特性によっては、直接お会いすることが難しい方もいるのが現状です。

次に取り組みですが、

「OSHIKATSUin とんだばやし」、「市民劇場」を中心とした活動を行いました。

「OSHIKATSUin とんだばやし」ですが、雇用検討会議出席者メンバーが主となり、まだまだ雇用センター

の取組が知られていない現状があるため、一人でも多くの方々に知っていただく意味で始めたフォーラムです。今回で2回目となり、参加者の皆さんに実際、仕事の取組みとして商品の補充や自分にどの職業がっているかなどの検査の体験を行いました。

「市民劇場」ですが、毎年12月に市民会館で就労支援部会に出席して頂いている事業所が自主製品を出店して頂き、今後は事業所の販売経路を一つでも多く作ることと、市民の方々に福祉事業所での製品を知ってもらいたいと考えております。

次に重点的取組についてですが、
寄り添い支援、潜在的なケースの掘り起こしです。

『聖徳園みどりの風』では、電話相談が多い現状はありますが、それでも一人でも多くの方と顔の見える
信頼関

係を築き、一人ひとりに寄り添った支援を提供していきたいと考えております。

しかし、私たちが直面するのは、いわゆる『困難ケース』と呼ばれるものが多く、中には複雑な病状や複数の障がい特性が重なっている方もいらっしゃいます。このようなケースでは、支援に難しさを感じることも少なくないのが現状です。

私たちは、一つひとつの糸を丁寧にほどこくように、何が真の原因となっているのかを深く掘り下げ、的確に分析できるよう努めてまいります。

相談支援業務における課題ですが、「障がい特性に応じたサービス選択の困難性」、「8050問題における複合的支援困難事例への対応」です。

ここでは、私たちが日々の相談支援の中で痛感している、課題についてお話しいたします。

それは、障がい特性に応じた、適切な就労継続支援事業所やグループホームを選ぶことの難しさです。

発達障がいや精神障がいをお持ちの方々、これらの障害特性はひとりひとり違い、外見からは分かりにくく、感覚過敏や対人関係構築の難しさなど、その特性は非常に多岐にわたります。

しかし、現状では、事業所や施設が提供する情報だけでは、その『本当の専門性』や『雰囲気』、『職員の障害理解度』などを詳細に把握することが難しく当事者と事業所間のミスマッチが生まれます。具体的な支援体制や特性への配慮がどれほどなされているのか、なかなか見えてこないのが実情です。

このような情報不足により、障がい特性と、提供される支援内容や環境との間にミスマッチが生じ、症状の悪化や二次障害のリスク、さらには自立への意欲低下にも繋がりがかねません。

私たちは、この『問題』を乗り越え、利用者一人ひとりに本当に合った場所を見つけるための支援が課題であると考えております。

次に機能強化事業の実績ですが別紙のとおりとなります。(資料参照)

続いて、機能強化事業の取組ですが、相談支援従事者研修のインターバル、医療ケア児者 連携会議への参加などを実施しました。

地域の相談支援事業者の人材育成を支援し、将来の相談支援専門員を一人でも多く生み出すことを目的とし、長年関わってきた困難ケースへの対応を通じて現場に出る方々や経験の浅い方々に直接伝えることで、地域全体の支援の質の向上に貢献できると考えております。現場での実践的な学びを体感してもらい、生きた知識とスキルを習得してもらい、地域に貢献できる専門家を育成したいという思いがあります。

また、私たちは地域の相談支援専門員間の連携強化を目的とした会議へ積極的に参加してまいりました。

単に情報交換を行うだけでなく、複雑な困難ケースについて、色々な視点から議論し、より良い支援方法を共に模索するためです。他機関の専門家から学ぶことで、私たち自身のスキルアップにも繋がり、地域全体の支援ネットワークをより強化できればと考えております。

続いて、機能強化事業の課題ですが、相談支援専門員の養成です。

私たちは現在、相談支援専門員の絶対的な数の少なさに加え、もう一つの深刻な課題に直面しています。それは、一部の事業所では相談支援専門員が『一人相談員』として、孤立した状況で業務にあたっているという現実もあります。

困ったことや、複雑なケースについて悩んだ際に、気軽に相談できる相手が身近にいない。また、スキルアップを図りたくても、その機会や道筋が見えにくい。このような状況は、個々の相談員の方々の負担を増大させるだけでなく、提供される支援の維持や向上にも影響を及ぼしかねません。

この課題に対し、基幹相談支援センターである私たちが、積極的な役割を担うべきであると強く意識しています。相談支援従事者研修におけるインターバル研修の受け入れ体制を、単に研修生を受け入れるだけでなく、人材育成とスキルアップの場としてさらに強化していくことを考えております。

以上で説明の方、終了させていただきます。

つじやま相談室

基幹相談支援センター第2圏域を担当しています、つじやま相談室です。

まずは、令和7年の相談実績について報告させていただきます。

特徴的なものとしては、支援の対象者として、「知的障がい者」が全体の「44%」、「精神障がい者」が「33%」、身体障がい者が「17%」と多いことが特徴となっております。

これは、親子や一家全員が療育手帳を所持しているケースが複数件あることと考えています。実際ケースワークにかかる時間や頻度が高いのは、2番目に多いパーセンテージの精神障がいの方で、これは圏域の中に精神病院があることなどから、依存症に関わる障がいがある方や、精神障がいの方の単身世帯が多いことが理由と考えています。

次に、支援の方法では、「関係機関」が「52%」「電話相談」が「27%」や「電子メール」が「7%」と多いことが特徴となっております。

関係機関連携に関わる対応が非常に多く、近年では関係機関からの相談件数も増えてきています。電話やメールに関しては、相談員が所持している業務用携帯に当事者の方から直接連絡が入ることも多いのでこの数字になっています。

次に取り組みですが、

大阪大谷大学志学祭へブース出店を中心に行いました。

今年もスーパーボールすくいを出店させていただき、ブースへの来場者にメッセージ付きのお土産を持って帰ってもらうという取り組みをしています。例年参加させていただいており、大学の学生さんや、地域の方にも覚えてもらい、地域の放課後等デイサービスの児童や、車椅子の方も同じように遊んでもらえる工夫をしています。気軽にお話ができる機会なので、障がい福祉という言葉へのハードルが低く感じてもらえる機会になることを意識して実施しています。

次に重点的取組についてですが、3つ挙げさせていただいています。

まず我々相談員は当事者の方の生活を決定する立場ではないので、支援員の価値観で「この人は困っている人だ」と決めつけることが無いように意識しています。当事者の周囲にいる人から相談を寄せられることがあります。まずは「当事者はどうなりたいたのか」「当事者の目からは何が見えどう感じているのか」という目線を忘れないように取り組んでいます。

次に②、関係機関の連携強化についてですが、相談支援は障害がある方が社会で暮らしていくにあたって、様々な場面で生じる摩擦や躓きを潤滑にする役割だと思っています。その相談支援が関係機関と潤滑に連携できないことは当事者の不利益に直結することもあります。連携に大切なことは役割の明確化、それと同じくらい大切なのが相互理解だと認識しています。相互理解が進むため取り組んでいき、どの関係機関も前向きに支援体制に入って活躍できる関係性を目指しています。

3つ目ですが、富田林市には主任相談支援専門員が6名おり、地域生活支援拠点も整備されています。地域の相談支援体制をより良いものとして確立するために、必要な材料は少しずつ増えてきています。社会資源に偏りはありますが、相談支援に携わる機関同士、連携の強化や意識の向上で相談支援体制はさらに強い物になると思っています。つじやま相談室の近隣に整備した緊急居室も、今年度は稼働実績がありました。まだ手探りの状態ですが、障がいのある方の暮らしの中で「こんな資源があつたらいいな」「困った時にこれがあつてよかった」となる資源をどう増やせるか？を引き続き検討していきます。

次に課題ですが

① は書いてある通り膨大な実務にかかる労力を軽減する取り組みができておらず、現状では日々の記録が完璧にできないという状態です。日々の記録は100%こなしたいのですが、数件の対応を一つにまとめたり、支援に影響のない雑談等の記録の入力を削るなどしています。ICTの導入がなくてもクリアしないといけない課題なので、次年度は事業所内での役割分担の見直しを検討しています。

② に関しては、基幹相談支援センターは3事業所あるため、自分たちの対応が正しいのか、ワンストップ対応できているのか？他の基幹相談支援センターはどうしてるのか？等、すり合わせる機会が頻繁にあるわけではないので、常に3つの基幹相談支援センターが揃った対応ができていないのではないかと感じています。あの圏域の基幹はこうだったけど、この圏域の基幹は違った、と関係機関が感じる事の無いよう、倫理観や相談支援体制などの共通認識を強めたいと思っています。

③ については専門部会の相談支援部会でも同様の報告があるため省略します。

次に機能強化事業の実績ですが別紙のとおりとなります。(資料参照)

続いて、機能強化事業の取組ですが、取り組みについては記載の通りです。

機能強化事業の課題に「富田林市内相談支援体制への還元」について挙げさせていただいています。

取り組みにある各種会議や研修等、積極的に参加してはいますが、それを事業所内での共通認識とするところまでは取り組んでいます。富田林市の相談支援体制全体のものとして広めることができておらず、相談支援事業者に情報提供や研修を実施するに留まっています。現状では相談支援事業所によって知っている情報が違ったり、対応できる範囲が異なったりしている場合もあると思います。しかし、相談支援体制の中では、誰でも等しく社会資源を活用できる、どの相談支援事業所であっても同じようにサポートができる状態がベストだと考えているため、どの相談員も置き去りにせず、一人で抱え込まなくていい相談支援体制を目指していく必要があると考えています。

以上で説明の方、終了させていただきます。

四天王寺悲田富田林苑

基幹相談支援センター（四天王寺悲田富田林苑）です。

当苑は、盲重複障がいの方を対象とした入所施設であり、生活介護や短期入所、訪問事業、相談事業を運営しています。担当する第3圏域は西日本最大級の金剛団地をはじめとして、人口の多い金剛地区・金剛東地区を含み、対象となる相談者も多くなっています。

まずは、令和7年の相談実績について報告させていただきます。

重症心身障がい者が「7%」と多いことが特徴です。重症心身障がい者への対応実績が多いのは、他圏域と比較して相談件数が多いことに加え、重症心身障がい者の特性上、複数のサービスを必要とすることが多いためと考えられます。これにより連絡調整業務などが必然的に増加し、結果として対応機会も多くなっています。次に、支援の方法では、「電子メール」の割合が「10%」と少しずつ増えてきていることが特徴です。電話よりも発信のし易さがあり、時間外であってもメールで不安な気持ちを連絡される方が多くなっています。

次に取り組みですが、

小・中学校での福祉授業、ねりきり体験、ちいきつくり隊出張相談会でのヘルプマーク理解啓発などを行いました。ねりきり体験は、夏休みに地域の小中学生と保護者を富田林苑にお招きし、和菓子作り体験という楽しみの提供とともに、富田林苑の利用者のことや基幹相談支援センターの役割などを知ってもらう機会としています。

資料に記載の取組の他、向陽台小学校でのあいさつ運動や、向陽台盆踊りへの出店なども実施しました。

次に重点的取組についてですが、

1つ目は伴走型支援の徹底です。

気軽に相談しても良いと感じていただけるような雰囲気づくりを心がけ、本人や家族が理解しやすいように説明を工夫しています。また、適切な意思決定支援を心掛けています。こちらの方が良いのではないかと周囲が思っても、想定されるメリットやデメリットを伝えたくて本人の決定を待ちます。うまくいかず、本人が理想とする生活には回り道となってしまうことがあるかもしれませんが、本人が納得して選択することが、結果的に近道になると考えております。

2つ目は関係機関との連携強化です。

関係機関とはケースについて連絡を取り合うだけでなく、各機関が実施する研修や行事などにも積極的に参加しています。関係機関の役割や強みを理解し、基幹相談の役割や強みを発信していくことで相互理解が進み、スムーズで適切な連携ができるようになって考えております。

相談支援業務における課題ですが、

1つ目は「複数の課題を抱えるケースの早期対応」です。

高齢の親と障がいの子との親子関係でのトラブルもありますが、親が子どもを抱え込み、子どもが社会との接点がないまま、親の入院や死去のタイミングで問題が表出するケースが増加しています。医療につながっておらず、本人の生活状況や能力を説明できる人がいない状況で相談が入ってきます。親が元気なう

ちに支援機関と早くつながり、情報の共有と関係性の構築が必要と考えます。

2つ目は「対象者理解が困難なケースの増加」です。知的障がいや発達障がい、精神障がいを複合的に特性としてお持ちの対象者が増え、対応に苦慮するケースが増加しています。相談員として対応するには困難なことを依頼され、関係構築のためにと一度受け入れると、依頼内容がエスカレートしていくということが起こります。依頼に応えられなくなると攻撃に転じたり、自傷行為をされたりするため、関係の修復や本人の生活立て直しに時間がかかっています。

3つ目は「他府県市から単身で転入された方への支援」です。

精神障がい等で就労が困難であったり、受診する医療機関が決まっていなかったりと、日常の生活のあらゆることを1から組み立てていかなければならないのですが、他府県市からの転入のため、過去の支援者につながりにくかったり、情報が得にくかったりしています。

次に機能強化事業の実績ですが資料のとおりとなります。

1人の相談者に対し、相談員・就労継続支援・ヘルパーまたはグループホーム・訪問看護など多くの機関が関わっているケースが増加しています。連携会議の開催は、多機関で日程を調整する必要があり、ケースの増加に比して会議の回数を増やすことは難しく、今後の課題です。

続いて、機能強化事業の取組ですが、『ちいきつくり隊』への参加、インターバル研修の受け入れ、支援学校の福祉懇談会への出席などを実施しました。

第2層協議体として、第3圏域で活動している『ちいきつくり隊』に参加し、地域ニーズの把握と情報の発信、共同での出張相談窓口の開催などを実施しました。地域包括支援センターや在宅介護支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等と協働して活動することで、複合的なニーズを抱えるケースに連携して対応にあたれるという強みとなっております。

また、相談支援専門員研修である、インターバル研修を受け入れており、地域の相談員とのつながり、ケースの把握・助言をする機会となっております。困難ケースにおいては、事例検討会に挙げることにもつながっています。

支援学校の福祉懇談会に出席し、高等部卒業後の生活に向けて、基幹相談支援センターの役割や障がい福祉サービスの利用について情報提供を行ない、圏域にお住いの生徒や保護者から進路についての相談をお聞きしました。

続いて、機能強化事業の課題ですが、「高齢化が進みつつある障がい者支援」についてです。

高齢の両親と障がいの子どもという世帯が増えており、その子どもがすでに介護保険の対象間近となっているケースへの対応が今後の課題です。介護保険ではまかなえず、障がい福祉サービス併用を希望される方、障がい福祉サービスを利用してきたが、65歳を迎えるにあたり介護保険サービスに移行される方など、その人の生活に必要なサービスが切れ目なく提供できるように、地域包括支援センターをはじめ、ケアマネージャー、介護保険のヘルパー事業所等との連携を強化していくことが必要です。

以上で説明の方、終了させていただきます。

会長

では、案件3の障がい者相談支援事業実施状況についての、説明いただきましたご意見ご質問、ございま

したら、手を挙げて仰っていただければと思います。全体像がよくわかりましたし、相当のいろいろ対応されているということもよくわかったと思います。

何かありますでしょうか。

私から一点、教えていただきたいのですが、相談件数が増加している点は承知いたしました。そこで、具体的にどのような相談内容が増えているのか、その特徴的な傾向についてお伺いできますでしょうか。特に、コロナ禍以降、何か顕著な変化があったか、また、件数が増加している特徴的な内容や、対応が困難な事例について、具体的な内容を共有していただけると、今後の参考としてイメージが湧きやすいかと存じます。いかがでしょうか。特徴的な内容と、対応、困難な人に対しどのように対応してきたかについて教えてください。

聖徳園みどりの風

現在対応中の困難事例についてです。特に多く寄せられるのは、8050問題です。

具体的には、第一圏域に所在する市営・府営住宅にお住まいのケースで、年老いた母親や父親が、成人した娘や息子と共に長年生活されている事例です。長年親子二人で暮らしており、娘や息子さんの障がい年金などが生活の一部となっています。

相談支援の立場からは、娘や息子さんにはグループホームへの入居や自立を促し、母親には介護保険の利用を勧めるべきだと考えますが、親子の間に相互依存の関係があり、なかなか離れられない状況にあります。その中で、生活の維持をいかに図っていくかという点で、困難さを痛感しております。

会長

なるほど。そうですね、ある意味では共依存の関係になっていると言えるでしょう。こうした事例は身近にも多くあり、「8050問題」や「9060問題」といったケースが散見されます。

いかがでしょうか。今の話を聞いて、何かそれぞれの立場から関連する事例やご意見はございますか。

こうした状況は、往々にして避けがたく発生し、双方にとって困難を伴うものです。そのため、介入のきっかけや声かけのタイミングを見極めることが非常に難しいと感じます。高齢者が怪我や骨折をするなど、何かしらのきっかけで状況が変化することが多いと存じますが、いかがでしょうか。何か具体的な事例はございますか。

四天王寺悲田富田林苑

私も先ほどご報告させていただいた通り、「8050問題」や「9060問題」に直面しております。

これらのケースでは、親御さんが「自分が子どもを一生懸命見なければならぬ」という状況で生活されているため、お子さん自身には困り事がないケースが非常に多く見られます。

当センターは「基幹相談支援センター」という名称や「障がい者」という言葉がつくため、ご本人は、「自分は障がい者ではない」「家で普通に生活できていて困ってもいない」と考える中で、私たちと顔を合わせることに抵抗を感じる方もいらっしゃいます。そのため、なるべく「障がい者」という言葉を使わず、「障害によって何か困っている」というスタンスで接することもあります。

月に一度ご自宅を訪問させていただき、ご本人の好きな野球や選手の話など、共通の話題を通じてコミュニケーションを取ることに徹しています。この人に何か困った時に話してもいいかな、と思ってもらえるような関係性づくりを入口にしています。月に一度の訪問となるため、数年単位で信頼関係を構築する準備から始めている状況です。特段劇的な変化はございませんが、そういった継続的な関わりが将来に繋がると信じ、続けているところです。

会長

はい、ありがとうございます。

確かに、これは非常に難しいケースだと感じます。本当に相互に依存し合う関係性の中で、それぞれが個別の制度を利用しようとする、かえって様々な問題や不満が生じることもあり、非常に困難な側面が多いと考えております。

皆様から何かご意見や、具体的な事例などございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

実際に、このような困難な状況でどのようなことがあったのか、具体的な事例を共有いただけると、皆様にとっても有益な情報交換になるかと存じます。

A 委員

今の「8050 問題」や「9060 問題」についてですが、私どもの施設では通所の成人の方々を支援しております。利用者の方々は 60 歳、70 歳代の方もいらっしゃいます。そのご家族は、先ほどの話にあるように 90 代や 80 代になられるケースもございます。

ただ、ご家族の方々の多くが「自分たちの目の黒いうちは家で見る」とおっしゃいます。皆さんと言うわけではありませんが、ある一定の年齢層、特に 70 代、80 代のご家族様にこの意識が強く見られます。

しかし、お母様が主たる援助者であることも多いかと思いますが、お父様が急に倒れたり、逆にお母様が急に倒れたりすると、たちまち支援が立ち行かなくなる状況に陥ります。そのため、早めにグループホームやショートステイなどの利用を提案するのですが、「いやいや、まだまだ家で看ます」と返答されることが多いのです。私たちが支援の範囲で見えても、「もう限界ではないか」と感じる状況もあります。一方で、比較的若い世代のお母様方は、新しい制度やサービスに慣れていらっしゃるのか、若いうちからショートステイやグループホームの体験利用や早期入所・入居をされるケースも見受けられます。しかし、昔ながらの価値観をお持ちのご家族様は、なかなかそうした選択に踏み切れず、「自分たちが生きている間は家で見る」という意識が非常に強いと感じます。

会長

そうした意味では、早期にショートステイをはじめとする様々な制度を活用し、一時的に介護から離れることで得られるメリットを体験していくことも、現在検討されていることかと思えます。

確かに、時代の流れの中でこうした制度を利用してこなかった方々に、いわゆる「9060 問題」を抱える世代にその傾向が見られるのではないかと感じます。

他に何かご意見はございますか。よろしく願いいたします。

B 委員

今お聞かせいただいた「8050 問題」のような複合的な課題は、まさに私どもの地域福祉が関わっている生活困窮者、外国人、あるいは再犯・触法といった問題まで、視野に入れている範囲が非常に広範であるため、同様の状況であると改めて感じました。

このような複合的な課題を抱えるケースや世帯への関わりは、一朝一夕には解決しません。しかし、関係機関同士の連携と役割分担、いかにバランスを取りながら長期的に関わっていくかによって、いざ支援が必要になった時に初めて関わる場合と、それまで目立った動きがなくても関わり続けてきた世帯とでは、実際に支援介入する際の状況が大きく異なることを日々痛感しております。

会長

貴重なご意見をありがとうございました。今後の連携に向けた、具体的なご提案もいただきました。

他に、ご意見はございますか。

特にないようでしたら、次の案件に入らせていただきます。

案件4の「検討・作業部会、活動状況について」まずは、聖徳園よりお願いいたします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしく申し上げます。

事例検討会議・就労支援部会

＝報告（案件4）聖徳園

案件 検討・作業部会、活動状況について

事例検討会議 聖徳園みどりの風

事例検討会議についてですが、

困難事例等を関係機関で検討し、地域課題の抽出や地域支援力の向上を行うことを目的としています。多様化、複雑化するケースについて、多機関が持つ機能、異なる視点からのアプローチを学ぶことや潜在的にある地域の困りごとを発掘する目的で、年3回実施しております。参加機関は、管内福祉事業所や医療、保健、福祉、教育などの行政機関も含め20近くの関係機関が参加しております。

具体的な取り組みとして

1つ目は、知的障がい(発達障がい)の若者とその家族が地域とつながるためにというテーマで、精神的に不安定な状態の家族支援と、対象者の支援学校高等部の卒業までの通学支援と、卒業後の通所支援に向けて検討しました。

2つ目は、「家庭で穏やかに暮らしたい」を支えるためにというテーマで、支援者である母親の負担軽減と、本人が望む「家族との生活」をどのように支援するかについて検討しました。

3つ目は、家族からの金銭搾取が疑われる精神障がい者の生活についてというテーマで、金銭搾取が疑われる母とどのように話し合いを行い、本人の生活を安定させるかについて検討しました。

部会を実施した効果としては、

困難ケースを事例検討することで、出席者の意見から様々なご意見やアドバイスを頂き、支援の方向性が見え、支援のあり方を確認する貴重な機会となっています。また各機関も、ケースへの対応において困難さを感じながら支援にあたっていることがありますが、検討の場があることで協力できる機関が増えることによる安心感も得られています。

また、関係機関からのご意見で、様々な視点や角度での支援の仕方を確認することができます。

就労支援部会 聖徳園みどりの風

就労支援部会についてですが、

主に福祉的就労における課題の協議や関係機関との連携強化を図ることを目的とし年4回開催し、参加機関は、資料のとおりです。

具体的な取り組みとして、

特に重点的に取り組んだものは3つとなります。

まず一つめは、児童から成人への切れ目のないスムーズな移行支援を見据え、「児童と成人の通所サービスのネットワークの強化」です。放課後等デイサービスから就労系・生活介護事業所へと繋がるよう、模擬店などを中心としたお祭りの共同開催を検討し、各サービス事業所間のネットワーク形成を積極的に行いました。

二つめは、「就労系福祉サービスの活用方法の習得」です。昨年10月より始まった就労選択支援事業の円滑な導入と、事業所の専門性向上を目指し、障がい福祉サービスの就労選択支援事業について、外部講師を呼んでの説明を行い、実践的な知識とノウハウの共有を図りました。

三つめは、「就労系サービス事業所の販路拡大と工賃向上に向けた取組」です。

障がいのある方々の経済的自立を後押しするため、具体的には、富田林市役所の都市魅力課から、「ふるさと納税制度について」や「どんなものが返礼品にできるのか」や「手続きの方法について」説明いただき、販路拡大への取組を行いました。また南海電鉄鉄道事業部の方をお招きし、無人駅での授産製品の販売についてお話いただき、その結果、実際に駅での販売を行う事業所も現れ、授産製品の売上向上という具体的な成果に繋がっています。

部会を実施した効果としては、

富田林市内の各事業所間の関係ができてきた中で、市内事業所が困った時に相談できる関係になりつつあります。また、「就労系サービス事業所の販路拡大と工賃向上に向けた取組」を進めるには事業所の特徴を出すコンセプトが必要であり、市が窓口である都市魅力課のふるさと納税や南海電鉄の企業との協力も必要であり、小さな取組を着実に進めていくことが販路拡大や工賃向上につながると実感しているところです。この取り組みを通じて、富田林市内の各事業所間の情報交換と連携が深まり、互いに相談し合える関係性が構築しつつあると考えております。

今後も就労支援部会のネットワークの強みを生かして、就労を目指す方々のお手伝いと、事業所との連携をさらに強めていければと考えております。

次に各検討・作業部会の課題についてですが、

事例検討会議については、

事例検討内でのアドバイスやご意見を踏まえ、課題については再度、本人の生活状況や障がい特性を踏まえ、関係機関との連携が必要と感じています。また、障がいの特性を理解し、その人にあった暮らしを支えることの難しさを考えさせられました。また、今までは、基幹相談支援センターからの困難事例を提供していますが、市内の相談支援事業所などからも参加して頂き、困難ケース対応に向けて取り組んでいけたらと思っています。

次に就労支援部会については、

自主製品の販売販路については以前からの課題でもありますが、南海電鉄からの駅の販売も視野に入れていき販売の販路も広げていけたらと思います。また、就労選択支援事業所での実習の場が利用者にとって選択肢が増える場であると共に、事業所それぞれの特徴が生かせる場として就労選択支援事業が広がってほしいです。

以上で説明の方、終了させていただきます。

会長

報告ありがとうございました。

ただ今、聖徳園みどりの風より説明のあった、案件4の「検討・作業部会、活動状況について」のご意見、ご質問をお伺いいたします。

就労支援部会は、就労・雇用関係の委員の方が特に関連すると思いますが質問やご意見などありませんか？

C 委員

私は、就労支援部会にも関わらせていただいて、活動に参加しております。

本日の説明にもありました「就労選択支援」は、本年10月から開始されております。私の法人でも就労選択支援を実施しております。

現状では、就労継続支援B型事業所（以下、B型）を利用するためのアセスメントとして利用を検討されるご家族が多いのが実情です。しかしながら、本事業の本来の目的は、就労選択支援事業を通じて、対象者にとってどのような働き方や就労先が適しているのかをアセスメントすることにあります。これは、厚生労働省が本事業を開始した根本的な趣旨であると認識しております。

現状、B型事業所の利用を目的とした利用が多いものの、アセスメントを通じて、対象者個人の強みを明確にし、今後どのような訓練を積むことで次のステップに繋がるかを説明し、支援に繋げていくものです。この取り組みは、富田林市が掲げる「千人雇用、1500人雇用」といった目標にも貢献できるものと考えております。

会長

貴重な説明もいただきましたありがとうございました。他よろしいでしょうか。

では、続いて、つじやま相談室よりお願いいたします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしく申し上げます。

運営部会

相談支援部会

地域移行推進部会

= 報告（案件4）つじやま相談室 =

案件 検討・作業部会、活動状況について

運営部会 つじやま相談室

運営部会についてですが、

富田林市障がい者地域自立支援協議会の会議全般の運営についての検討や各部会の情報共有や課題整理などを行うことを目的に年12回開催しています。参加機関は基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、市障がい福祉課が参加しております。

具体的な取り組みとしては、

各専門部会等の会議のように毎月内容が様変わりするものでは無いため、概ねこの3つの取り組み内容となっています。行政から委託事業者への情報の周知や情報共有、毎月各参加事業所の相談業務の状況報告や、予定している専門部会の内容の提案から検討を行う機会としています。専門部会の活動方針や活動に係る費用などの検討もこの場で議論します。その他最後に書かれている社会資源などの情報共有も参加機関がタイムリーに情報を持ち寄り共有する場となっています。

運営部会を実施している効果としては、

まず1つ、自立支援協議会を運営するメンバーで毎月欠かさず必要な情報が共有できるという点が大きいと感じています。日頃各事業所それぞれで相談業務を担っているため、運営部会の場で状況報告をすることで各圏域、そして富田林市全体の相談支援の状況や地域課題等を同じように認識し、問題意識も同じように共有することができると感じています。

また、専門部会の開催においても、主宰となる一つの事業所の方針や価値観に偏ったものにならないように進めることができています。

相談支援部会 つじやま相談室

相談支援部会についてですが、

障がい種別や児童・成人・高齢など多様化するニーズの中での対応方法や、困難化している課題の解決に向けて情報を共有し、相談支援に関わるスキルアップの機会を設けることで相談支援体制の機能強化と質的な向上を図ることを目的に年3回開催しております。参加機関は資料の通りです。

具体的な取り組みとしては、

① 第1回開催では、今年度10月～開始した就労選択支援事業についての研修を行っています。就労選択支援事業の概要から目的と役割を説明し、相談支援専門員として押さえておきたい留意点等の共有を行いました。その他、計画相談事業所と福祉サービス事業所間での書面の受け渡しに関して、相談支援事業所として控えておきたい受け渡しの証明となる書面の共有や、事業運営に係る介護報酬の加算についての研修を実施しています。

②ですが、第2回開催では、計画相談を担っている相談員が活用できる福祉サービス情報を一覧として配布しています。第1回に続いて加算についての研修も行っています。研修に関してはいずれも参加事業所への事前アンケートで挙げた意見をもとに組み立てています。

事前アンケートで希望する意見が多かったグループワークも実施し、加算請求についての情報やケースワークに関しての意見交換をしています。

部会を実施した効果としては、まず行政から共有する必要がある情報、主に富田林市の障がい福祉に関わる動向などを相談支援事業所に一斉に周知することができます。そして、相談支援事業所として相談業務を継続するにあたって有益な情報、今年度実績では加算に関する情報や、社会資源となる福祉サービス情報などを共有することで事業運営やスキルアップの機会になっていると感じています。

そして、新規事業所をいち早く把握し、富田林市の相談支援ネットワークに加入してもらっています。相談支援専門員1名で事業運営している事業所も多く、部会に参加することで業務に関する相談ができる顔の見える関係も同時に構築することができ、顔の見える関係性が作れることで、富田林市における重層

的な相談支援体制を全体で共通認識とすることができると感じています。

地域移行推進部会 つじやま相談室

地域移行推進部会についてですが、
精神病院等で長期入院入所から退院退所し地域に戻る障がい者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の整備推進を目的に年3回開催しています。
参加機関は資料のとおりです。

具体的な取り組みとしては、

第1回に前年度の活動を振り返り、今年度の部会内容の周知をおこなっています。今年度の内容として院内茶話会の継続や、地域移行に関するリーフレット等「見える成果物」の作成、関係機関に向けての研修の開催や、地域移行に関わる支援機関の連携強化や支援力の底上げを目指すことを共通認識としています。見える成果物の具体ですが、入院の際に「入院のしおりがあるなら退院のしおりも必要ではないか」という考えから、退院後の生活の流れがイメージできるものを検討するとしています。病院からの退院、入所施設からの退所それぞれに有効な情報が見える化できるものを目指そうと提案しています。

地域移行に必要な不可欠な支援機関の連携を強化するために、まずは訪問看護事業所ネットワーク会議の実施を予定していることを全体に周知しています。

第2回では秋に実施した精神科病院での院内茶話会の報告をしています。

その他研修開催の案内や、医療従事者対象の研修を、研修会場とオンラインで別会場を繋ぎ参加するハイブリット形式で設定しました。

部会を実施した効果としては、

地域移行に関してのイメージのすり合わせが関係支援機関で一定できていると感じています。部会からの効果かは確実ではありませんが、今年度に長期入院患者の方の退院実績が数件あり、これは研修等を重ねる事で地域移行に向けた退院支援と呼ばれるものの中には医療従事者の送り出し支援も必要であるという認識が共有できてきたと考えています。退院が具体的に決まるより前に、いずれ来る退院に向けて、受け皿となる地域の支援者の介入を早い時期からする効果の理解が浸透し出していると感じています。また、精神科病院での院内茶話会は、入院患者の方に地域の情報を伝え、退院について少しでも気を向けてもらうための地域からの風が入る機会となっています。

次に各検討・作業部会の課題についてですが、

運営部会については、

まず一つ目に、地域の状況に応じて自立支援協議会の専門部会の在り方は変わっていくこともあると考えています。しかし現状では各部会の在り方を検討するまでには至っていません。地域の状況から見えた地域課題の解消に向けてより有効な場となるように、各部会が議論する機会の中で、各部会のあり方自体を検討することも視野に入れて活動していく認識が必要と考えています。そして、専門部会の内容等検討する場にはなっていますが、運営部会の中でそれぞれの専門部会内容の提案～内容の確定までを、運営部会の中でテンポに合わせて全体で検討するというプロセスが間に合わないことが多くありました。例年内容の提案から会議の実施まで2ヶ月～2ヶ月半程度を想定してスケジュールを組んでいたのですが、これに関しては次年度テンポを見直す必要があると思っています。

最後に共有すべき情報の中で、各圏域で参加している重層的支援体制に係る関係機関との会議や、いずれかの基幹相談支援センター1事業所が代表して参加する会議などの情報が十分に共有できなかったと感じています。富田林市の障がい福祉に関わる共有すべき情報なので、次年度はその部分も漏れなく全体で情報共有することで、より地域や障がい者を取り巻く情勢等への認識が揃えられると思います。

次に相談支援部会については、

はじめに、相談支援部会では参加している相談支援事業所の余力を生み出し新規の計画相談を受け入れてもらえるようにということも一つの「ねらい」にしていますが、それだけでは計画相談利用者数のパーセンテージの増加に至りませんでした。この課題に対して、既存の相談支援事業所だけでは困難なため、相談支援専門員の数を増やす必要があると感じています。相談支援部会で取り組めることとしては、新たに相談支援専門員になる方に関しては基幹相談支援センターがインターバル研修で関わるタイミングから丁寧にサポートし、早々に富田林市の相談支援ネットワークに参加してもらうことを徹底します。「サービス等利用計画を作成するなら富田林市の方を受け持とう」と思ってもらうことを目指します。

そして、会議の参加機関の主体性についても課題として挙げさせていただいていますが、富田林市に事業所を構えていても、富田林市の方のサービス等利用計画はあまり書いていないという事業所さんもあるので、すべての相談支援事業所が富田林市障がい者自立支援協議会の中の相談支援部会に参加するメリットを同じように感じることは難しいと感じています。ただし、先に報告した課題にも結び付きませんが、「参加することで相談支援業務にプラスになる」というメリットを通じて「富田林市の計画相談を担当する方がやりやすい」「富田林市の計画相談を積極的に受けよう」、という流れを相談支援部会で作ることで、それぞれの相談支援専門員が富田林市の相談支援ネットワークへの主体的な活躍に繋がり、計画相談利用者数の増加にも影響すると想定していますので、引き続き今年度同様のねらいをもって実施していきたいと思えます。

次に地域移行推進部会については、

まず年度当初の予定が遂行しきれていません。訪問看護事業所ネットワークは現時点でまだ始動に至っておらず、地域移行に関してのリーフレット等の見える成果物の作成にも至っていません。訪問看護事業所ネットワークについては、今月開催される第3回地域移行推進部会内で案内文を提案し、訪問看護事業所への案内を進めていきます。地域移行に関しての見える成果物については、今後ワーキンググループを作るなどしながら作成に向けて進めていきたいと考えています。最後に、お手元の資料に記載はできていませんが、地域移行推進部会の課題として、今年度まで地域移行＝精神病院からの退院にスポットをあてて部会活動を進めてきた経緯がありますが、令和8年度から障がい者支援施設において、地域移行等に関する意向確認が義務化されるにあたり、障がい者支援施設を退所し新たな暮らしの場に移行するという地域移行も増えていくと予想されます。地域移行推進部会として、地域移行という文言を幅広く捉え、改めて長期入院からの退院・障がい者支援施設からの退所、その他多様な地域移行のニーズに対応できる協議の場にしたいと考えています。

以上で説明の方、終了させていただきます。

会長

報告ありがとうございました。

ただ今、つじやま相談室より説明のあった、案件4の「検討・作業部会、活動状況について」のご意見、

ご質問などございませんか？

D 委員

計画相談に関する資料の49ページ、最終スライドに「計画相談の達成率は、現状では数字的な成果として見えにくい」と記載されておりますが、この点についてもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

つじやま相談室

計画相談の達成率は、年々微減傾向にあると認識しております。これは、これまでの計画相談利用者が減少しているためではありません。むしろ、計画相談の新規利用者は増えておりますが、障がい福祉サービス全体の利用者の増加以上に福祉サービス全体の利用者の増加幅が大きいことが主な要因であると考えております。

実際には、計画相談の新規件数を増やしていく努力はしておりますが、現状ではその増加に追いついていないため、パーセンテージとしては微減となっております。現時点で大幅なパーセンテージの上昇を実現することは困難であると認識しております。

まずは、この数字を大きく減らさないことを最低ラインとして取り組んでおります。前年度と比較して数十件の増加は見られますが、それ以上に福祉サービス全体の利用者が増加している状況です。

D 委員

これは、福祉サービスを利用される方全員について、計画作成が義務付けられているわけではないという制度になっている、ということでしょうか。富田林市においては、現状でサービス利用者全員（100%）に計画が作成されている、あるいはその目標を掲げているのでしょうか。

事務局

介護保険サービスにおいては、ほとんどの場合ケアマネジャーがついています。しかし障がい福祉サービスにおいては、必ずしも計画相談支援専門員（以下、相談支援専門員）がついていないのが現状です。これは都道府県によって状況に差がありますが、特に大阪府においては、相談支援専門員がついていない方が多くいらっしゃいます。この点については取り組んでいくべき課題だと認識しております。

特に、成人障がい者と児童（子ども）では支援計画の性質が異なりますが、児童分野においては、約6～7割の人に計画相談支援専門員がついていないのが現状です。

これらの利用者は、セルフプラン（自己作成計画）の形でサービスを利用されています。制度上、セルフプランも認められてはおりますが、セルフプランの場合、相談支援専門員が関わらないため、予期せぬ問題が発生した際の適切な対応が難しくなる場合があります。専門家が関与することで、ご本人が気づきにくい問題点も早期に発見し、適切な支援に繋がれると考えております。これらの課題に対し、ご本人の意向を確認しながら取り組んでいきたいと考えております。

D 委員

介護保険サービスにおいてもケアマネジャーの不足が課題となっていると認識しておりますが、おそらくこの相談支援専門員がケアマネジャーに相当する役割を担っているかと思えます。先ほど説明のありました6ページに示された43.6%という計画作成率に留まっているのは、相談支援専門員の数が不足しているためなのではないでしょうか。それとも、計画の作成を希望される方が少ないことが、この結果に繋がっているのでしょうか。現在、計画作成を取り巻く状況はどのような状態にあるのか、お教えいただけますか。

しょうか。

つじやま相談室

計画相談の利用を希望される方がいないわけではありませんが、主な要因は二つあると考えております。第一に、相談支援専門員の数が不足していること。

第二に、富田林市に限ったことではありませんが、利用者が福祉サービスを安定して利用できて初めて、計画相談支援専門員が伴走支援できるという側面があります。

この点については、先ほどの各事業所からの報告にもありました通り、複合的な課題を抱えるケースや、利用する福祉サービスが多岐にわたり不安定な状況にあるケースが増加しています。このような状況では、計画相談支援専門員だけでは対応が困難となるため、計画相談へ移行できないケースも増えているのが現状です。

これら二つの要因が合わさった結果であると認識しております。

会長

ありがとうございました。では、続いて、四天王寺悲田富田林苑よりお願いいたします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしく申し上げます。

こども部会
実務担当者会議
重症心身障がい児ケアシステム部会

＝報告（案件4）「四天王寺悲田富田林苑」＝

案件 検討・作業部会、活動状況について

こども部会 四天王寺悲田富田林苑

こども部会についてですが、

市内の子どもに関する行政機関・事業所などが参加して、発達に心配のあるお子さんと家族が抱える課題解決に向けた取り組みを目的に年3回開催しております。参加機関は、資料のとおりです。

具体的な取り組みとしては、

地域の課題として、家庭や学校で不適応行動をしたり不登校になったりするケースが増えてきていることがあります。昨年度は不登校児の支援を行なっている親の会やフリースクール・放課後等デイサービスについて、現状の把握と今後の展望について検討しました。その中で、不適応を起こす子どもについて相談できる機関があまり知られていないこと、知的障がいや発達障がいによる特性をもつ子どもを正しく理解し、関係機関で連携して対応できていないのではないかと課題があがりました。今年度の取り組みとして、特性をもつ子どもの支援機関として精神科訪問看護が利用できるケースがあり、訪問看護師による支援の実際をお聞きしました。また、知能検査や発達検査を受けた結果について、家族や学校、放課後等デイサービスなどの支援者が適切に理解し活用できるように、公認心理士と発達小児科医師より「発達検査結果のみかたと臨床現場での活かし方」というテーマでご講演いただきました。

部会を実施した効果としては、

精神科訪問看護師は、不適応行動を起こしたり不登校状態にあるこどもに、遊びを通じた治療をしたり、自己決定への支援をしたりといった関わりをされていることを知りました。目の前の困りごとだけに対応するのではなく、ライフステージを見据えた支援をすること、子どもだからと決めつけたり、親の希望だけを反映したりするのではなく、子どもとしっかり向き合っていくことを心掛けているとお聞きしました。放課後等デイサービスなどの事業所や関係機関が関わっている、困難事例や地域課題についてグループワークで話し合ったところ、少ない支援者で対応に苦慮し、家族も支援者も疲弊しているケースが多いことがわかりました。今回、子どもを対象に精神科訪問看護師が行っている支援の実際を聞き、「看護師が支援者として関わってくれることを知ることが出来て心強い」「児童を対象に精神科訪問看護を利用できる場合があることを知らない家族や支援者は多いのではないか」という声がありました。訪問看護だけでなく、ケースによっては、子ども家庭センターや子育て応援課、基幹相談支援センターなど、多機関で連携することで安心して支援に当たれることをあらためて共有出来ました。

また、子どもたちの『行動の理由』を家族や支援者が理解するために、知能検査や発達検査の結果を正しく理解することが大切ということを確認しました。検査結果で明らかになった苦手なことを、子どもに努力させて向上させようと焦って取り組ませるのは適切とは言えず、得意なことで苦手な部分を補うという対応が原則であることを学びました。何より子どもたちが「出来た」「わかった」「嬉しい」と感じられる環境を周囲の大人が作っていくこと、子どもたちが、「自分のことをわかってもらえている」という安心感を持てることで、子どものパフォーマンスは大きく変わりうることを、支援者は知っておくことが大切であると学びました。

実務担当者会議 四天王寺悲田富田林苑

実務担当者会議についてですが、

自立支援協議会の実務を担当する関係機関が一堂に会し、それぞれの部会での活動から抽出した地域課題を整理し、課題解決に向けた取り組みを目的に年3回開催しております。参加機関としては、河内長野公共職業安定所、などの雇用関連、大阪府障がい者自立相談支援センターなどの大阪府の機関、サービス提供事業所や市関係課や社会福祉協議会、市内事業所など多機関が参加しています。

具体的な取り組みとしては、

新年度となり、参加者も入れ替わった機関もあることから、障がい者地域自立支援協議会の説明を実施し、『所属機関の役割と自身の役割』『どのような関係機関と連携しているか』『自身の長所と、所属機関の強み、関係機関に知っておいて欲しいこと』をテーマにグループワークで共有しました。

また、障害者虐待防止法・障害者差別解消法について、研修を受講し、大阪府・富田林市の障がい者虐待の現状について、リスクアセスメントシートについて学びました。合理的配慮の提供については、具体的な2事例から合理的配慮の提供を考えるグループワークをそれぞれ実施しました。

部会を実施した効果としては、

グループワークを実施することで、各機関の役割や強みを理解する機会となりました。個別のケースや地域の課題に対して、どの機関がどのような役割を担うのかをそれぞれの機関で理解し合うことで、より強固な協力関係・信頼関係を作り上げていくことが出来ることを再認識できました。各機関の役割だけな

く、その機関で働く個人としての経験や強み、仕事への関わり方なども発言し合うことで、顔の見える関係性づくりの機会としても成果があったかと思います。

令和6年4月施行の改正障がい者差別解消法により、共生社会を実現するための取組を推進するため、合理的配慮の提供は民間の事業所でも義務化となりました。どこまでが過度な負担なく合理的な配慮を求められるのかをグループワークで意見を出し合いましたが、同じ障がい者の支援者であっても機関や個人によって意見が分かれるなど、合理的配慮の判断をすることの難しさを共有しました。

重症心身障がい児者ケアシステム部会 四天王寺悲田富田林苑

重症心身障がい児者ケアシステム部会についてですが、

医療的ケア児者や重症心身障がい児者が、身近な地域で、適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の関係機関が参加し、事例検討などを通して支援のあり方を議論・検討し年2回開催しております。参加機関としては、資料のとおりです。

具体的な取り組みとしては、

医療的ケアが必要な方が被災した時に、いかに生命と生活を維持するかを事前に検討し、備えるための災害時個別避難計画なので、計画の作成をためらっている対象者を後押しできるような、『書いてみよう』と思えるような計画書フォーマットを検討しました。富田林市で取り組んでいる避難行動要支援者支援事業について、市増進型地域福祉課より説明を受け、近隣他市が使用する災害時個別避難計画も合わせて確認しました。河内長野市や大阪狭山市では、ワーキングチームを結成して計画の雛形を作成したことから、作成した経緯や工夫したことなどをお聞きしました。それらを踏まえ、富田林市の災害時個別避難計画に取り入れたい項目や工夫についてグループワークで意見交換を行ないました。

また、医療的ケアが必要な方にとっては被災時における電源の確保が必須なことから、非常電源の種類や購入機器を選ぶ際に必要な情報整理の仕方について講師をお招きしてご講演いただきました。非常電源を多数お持ちいただき、実際に手に取ったり、電化製品をつないで使ってみたりして、どのような点に気をつけて非常電源を選べばよいかを体験しながら学ぶことが出来ました。

次のスライドにその時の様子の写真があります。

部会を実施した効果としては、

グループワークからは、混乱時でも落ち着いて確認が出来るように、フローチャート式にする、読むときに安心できるような柔らかい印象の字体を使用する、給電設備がある施設など医療的ケアが必要な方に役立つ資源をマップにまとめて計画書に添付する、障がい福祉サービス等の受給者証更新時に相談員と計画書を見直すなど、情報をこまめに更新することを啓発するなど様々な意見が出ました。

また、非常電源を選定する際に必要な『使用する機器の合計最大使用電力』や『実測消費電力』の求め方など、実例を交えた説明で計算方法を学ぶなど、医療的ケアが必要な方やその家族の支援者である、相談員や児童発達・放課後等デイサービスの事業者、訪問看護師など多くの参加者が非常電源について理解を深めることが出来ました。

次に各検討・作業部会の課題についてですが、

こども部会については、

家庭や学校で不適応行動をしたり不登校になったりするケースは依然として多くあり、家族や支援者が、

子どもの特性を正しく理解し、連携して支援にあたることが不可欠です。

家族や学校・その他事業所などもっと多くの人たちにも、不登校児支援の実際や検査結果のみかたと活用について広く知っていただけるよう啓発し、共通理解のもと各機関が連携して支援にあたっていく必要があると考えます。

次に実務担当者会議については、

障がい者が生活していく上での困難には、様々な要因が複合的に混在していることが多くあります。障がい者本人やご家族などが、その様々な要因が混在している困りごとを相談する先を適切に選択することもまた難しいのではないかと考えます。最初に相談を受け付けた機関がアセスメントをし、お困りごとを整理し、各関係機関の役割や強みを理解して連携して行くことが重要となってきます。この実務担当者会議をはじめ、各作業・検討部会において、その参加者は回を重ねるごとに関係機関の理解が進みますが、機関内でその情報を共有するには時間がかかるのではないかと推察されます。必要な機関とつながり、連携して障がい者の生活を支えていくために、関係機関について機関内での共有を一層深めていく取り組みが必要と考えます。

次に重症心身障がい児者ケアシステム部会については、

今年度の部会で出た様々な意見を具現化していくために、ワーキングチームを部会メンバー中心に選出し、災害時個別避難計画書フォーマットの変更や、計画作成の啓発などにつなげていくために、今後も取り組んでいくことが必要と考えます。

また、普段から医療器具等の費用と設置スペースを費やしている医療的ケアが必要な方にとって、非常電源の準備は大きな負担となると思われます。しかしながら、被災時に共助・公助の手が届くまで、いかにして生命を守るかを考えた時に非常電源の準備は避けて通ることはできません。機械や電気などを苦手に行っていることで、必要な非常電源がわからず、購入を躊躇している家族もいらっしゃると思われます。今回の研修を活かして、非常電源の準備に一步踏み出せるような支援が必要と考えます。

以上で説明の方、終了させていただきます。

会長

ただ今、四天王寺悲田富田林苑より説明のあった、案件4の「検討・作業部会、活動状況について」のご意見、ご質問をお伺いいたします。

＝質疑応答（案件4）＝

今回は児童に係る内容が中心だったと思いますが、教育保育関係者の委員、市の職員の方、ご意見などありませんか？

E 委員

先ほど、特性を持つ児童生徒への支援連携についてお話がありましたが、本校においてもその重要性を強く感じています。

特性を持つ児童生徒への支援についての課題も多いと感じています。今年度、ある児童の行動について、支援のあり方を見直す機会がありました。2学期より、本校の協議会でも委員の皆様にご意見をいただいたとおり、福祉関係機関と本校との間で、当該児童の行動特性に応じた最適な支援方法について、日々密

に連携を取り、記録も共有しながら検討を進めている事例があります。

今回の事例については現在も検討途中であり、引き続き多様な支援策を講じる必要がありますが、1月下旬に児童に焦点を当てた事例検討や研修会が実施されると伺っており、本校からは担任教員が参加する予定です。

教育機関の教員が福祉機関主催の事例検討会や研修会に参加する機会は少なく、私自身もこのような機会は初めてだと認識しています。しかし、非常に学びの多い機会になると期待しています。

実際に事例に関わると、特性理解においては共通認識が持てていても、関わる大人が増えるほど、それぞれの接し方に差異が生じ、それが児童の混乱につながるのではないかと感じています。今後、本校の児童生徒に関する事例検討会等が実施される機会がありましたら、ぜひお声がけいただけますようお願いいたします。本校としても大変有益な機会と捉えております。

本校では防災に関して様々な取り組みを行っております。その関連で、この2学期にスクールバスの事故が発生しました。早朝、スクールバスが事故を遭い、児童生徒16名が乗車しておりました。本校への連絡後、教職員が現場に到着するまでに約30分を要しました。その間、事故現場が地域の基幹相談支援センターの近隣であったため、同センターの皆様が児童生徒の支援にあたり、場所の提供や水・食料の手配にご尽力くださいました。これにより、教職員が到着するまでの間、児童生徒の安全確保とケアが図られ、大変助けられました。最終的に児童生徒が帰校したのは11時頃でしたが、教職員はそれ以前に現場に到着していました。しかし、到着までの約30分間をバス関係者のみで対応することは困難であり、この場所以外での事故であった場合を考えると、危機感を覚えます。

「国土強靱化」に関する冊子でも紹介されていますが、以前、地域企業や関係機関に対し、災害発生時の協力をお願いするリストを作成し、参考に公開しておりました。しかし、作成から数年が経過し、今回の事案も踏まえ、早急に内容を更新する必要があると認識しております。今後、地域の皆様に改めてご協力をお願いする機会があるかと思っておりますので、引き続きご支援いただけますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございませんか？

特にならなければ、次の案件に入らせていただきます。

次に案件5の「次年度の相談支援体制、地域自立支援協議会について」

障がい福祉課よりお願いいたします。なお、ご意見・質問は、報告のあとお伺いしますのでよろしく願いします。

＝報告（案件5）「事務局」＝

案件 次年度の相談支援体制・富田林市障がい者地域自立支援協議会について

事務局

資料は5をご覧ください。

まず、基幹相談支援センター事業等の相談支援体制につきましては、引き続き、委託事業として実施し「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」という基本理念のもと、引き続き相談支援を行ってまいります。また、これまで同様、市民の皆様との相談に対し専門職員が迅速に対応できるよう、市役所における出張相談窓口も引き続き実施してまいります。

次年度は、【第5次障がい者計画、第8期障がい福祉計画、及び第4期障がい児福祉計画】の策定年となります。

今回の委託相談・基幹相談支援センターからも意見がありましたように、「不足する担い手」という課題に関しましては、相談員の実情や、不足と言われるエビデンスを明確にするため、事業所アンケートを実施する予定です。各事業所からいただきました意見をもとに、当協議会や運営部会などで課題を整理し、その中で取り組めることについて検討してまいりたいと考えております。また、相談支援部会の課題でもありましたように、計画相談利用者の増加に努めるべく、その方向性についても検討してまいります。

次のスライド「雇用センター」機能につきましては、就労機会に恵まれない障がいのある方への寄り添った支援を基本に、ハローワークや就業・生活支援センターをはじめとする就労支援関係機関との連携の中で、マッチングを行ってまいります。

今年度は、令和7年4月に附属機関化がされた「富田林市障がい者雇用会議」を2回開催し、本市の障がい者雇用に関する様々な課題解決に向け、具体的な検討を進めてきたところです。

今後の取り組みとしましては、現在は作成中でございますが、本市ウェブサイトにおいて障がい者雇用に関するサイトの開設をはじめとする普及啓発活動、各種会議やイベントの開催、企業向けの研修会といった様々な取り組みを通じて、雇用側との相互理解と連携を深め、雇用センターもその一員として障がい者の就労と雇用環境の推進をより一層図ってまいりたいと考えております。

次年度の地域自立支援協議会の運営につきましては、基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業を核とし、障がいのある方やその支援者の方々など、地域の声を大切にしながら、各検討・作業部会の実施内容を充実させ、必要に応じて改善を行ってまいります。また、今回報告に関してのご意見につきましても、次年度の運営に反映していきたいと考えております。

複雑化する社会の中で、障がい者施策の一層の充実が求められますが、基幹センター、相談支援事業所、サービス提供事業所、障がい福祉課などが緊密に協力しながら、持続可能な相談支援体制の維持、そして地域で暮らす人々がその人らしく安心して暮らしていけるような仕組みづくりについて、検討を重ねてまいります。

今後も、本協議会の取り組みに対し、委員の皆様をはじめ関係機関の皆様の、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

以上となります。

会長

ただいまの報告に関しまして、何かご意見、ご質問ございますか？

よろしいですか？

最後に、会議全体について確認事項とか何かお気づきの点、なんでも結構ですので、ご意見等ございますか？全体を通してでも結構ですので、いかがでしょうか？

ないようですので、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします

事務局

委員の皆様、本日は、長時間にわたり、また、さまざまな視点からご意見をいただき、誠にありがとうございました。支援現場での経験を踏まえた貴重なご意見を数多くいただき、改めて、関係機関がそれぞれの立場で連携し、地域全体で障がいのある方の暮らしを支えていくことの大切さを実感したところでございます。本市といたしましても、本日いただいたご意見を今後の取組や施策の検討に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活を続けていけるよう、委員の皆様には、引き続きお力添えをたまわりますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。